

## 司法試験委員会会議（第56回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成21年6月3日（水）15：15～17：15

### 2 場所

法務省第一会議室

### 3 出席者

#### ○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文，木村光江，酒井邦彦，鈴木誠二，羽間京子，松島 洋（敬称略）

（幹事）小山太士（議題（6）のみ出席）

#### ○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，中村芳生人事課付，山口久枝人事課付，遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について（協議）
- (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- (3) 平成21年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- (4) 平成21年新司法試験の実施状況について（報告）
- (5) 平成21年新司法試験考査委員の推薦について（協議）
- (6) 選択科目の見直しについて（報告）
- (7) その他報告案件
- (8) 次回開催日程等について（説明）

### 5 配布資料

資料1 短答式試験の受験期間別受験者数調（平成17～21年度）

資料2 平成21年新司法試験受験状況

資料3 選択科目の見直しに関する資料集目次

資料4 選択科目の検討基準・検討対象科目

資料5 科目別大学合計数等（平成19年）

資料6 平成18～20年新司法試験受験状況（選択科目別）

資料7 法科大学院における教育の質の改善について（法科大学院協会調査結果）

### 6 議事等

- (1) 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について（協議）

○ 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験について，及落判定考査委員会議の判定に基づき，合格点48点以上の，1,599名を合格者とする事が決定された。

- 「旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第10条に基づく合格者の受験番号の官報公告は、6月17日（水）付け官報により行うこととされた。
  - 事務局から、資料1に基づき、旧司法試験第二次試験短答式試験の受験期間別及び職業別受験者数について、報告がなされた。
- (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- 事務局から、平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験において、参考書を参照するなどの不正行為が発覚した件について、報告がなされた。
  - 協議の結果、当該不正行為を行った受験者に対し、4年間司法試験及び予備試験を受けることができないものとする旨、処分に先立って通知し、行政手続法に基づく弁明の機会を付与することとされた。
- (3) 平成21年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- 考査委員会議において、平成21年新司法試験短答式試験について、短答式試験の各科目において満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が215点以上の成績を得た者を短答式試験の合格に必要な成績を得た者として、1日目3時限目に実施された短答式試験刑事系科目に際し、広島試験地の試験室（受験者69名）において、監督員が試験終了時刻の約1分前に試験の終了を告げたことにより、適正な試験時間の確保がなされなかったことについて、上記試験室で受験した受験者全員につき、短答式試験刑事系科目の得点として3点を加算することとされたこと、これに基づき、新たに短答式試験の合格に必要な成績に達することとなった1名を加えた、5,055名を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とする旨の判定がなされたことについて、事務局から報告がなされた。
- 協議の結果、平成21年新司法試験短答式試験について、考査委員会議の判定に基づき、短答式試験の各科目において満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が215点以上の成績を得た、5,055名を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とする決定がなされた。
- (4) 平成21年新司法試験の実施状況について（報告）
- 事務局から、平成21年新司法試験の実施状況について、資料2のとおり報告がなされた。
- (5) 平成21年新司法試験考査委員の推薦について（協議）
- 平成21年新司法試験考査委員として別紙記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (6) 選択科目の見直しについて（報告）
- 【高橋委員長】選択科目の見直しについて、小山幹事から、検討状況の御報告をお願いします。
- 【小山幹事】幹事における選択科目見直しの検討状況について御報告させていただきます。

す。

幹事におきましては、前回の司法試験委員会において御報告した後も、引き続き、検討を行ってまいりました。

まず、検討に当たっての基準として考えられるものについて御説明させていただきます。

平成20年3月25日閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（改定）」、平成16年8月2日司法試験委員会の法務大臣への答申「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について」等に基づき、①実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ②法科大学院における科目開設状況③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況④新司法試験の実施状況（各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等）⑤司法修習の状況⑥パブリックコメントの結果が検討基準と考えられます。

検討対象としている科目については、まず、現行の選択科目8科目（知的財産法、労働法、租税法、倒産法、経済法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）及び環境法）について検討しております。その他の科目としましては、消費者関係法、医療と法、金融関係法、社会保障法、法哲学、法理学、法社会学、法と経済学などについて検討しております。

本日は、これまでに幹事において収集した資料をまとめたものを御用意させていただきました。この資料集には目次（資料3）を付けております。今御説明した検討基準に関連するものを中心に、選択科目選定の判断に資すると思われる情報を収集してまいりました。本日提出させていただいた資料集のうち、法科大学院での設置科目、単位取得者数の状況等を示す「科目別大学合計数」は、平成19年についての結果であり、現在、平成20年の結果については、単位取得者数の集計作業を行っているところですので、次回以降に御報告させていただきたいと思っております。

まず、現行の8科目について、これまでに収集した資料の内容を、御説明いたします。

最初に「知的財産法」についてですが、先程の検討基準の実務的な重要性や社会におけるニーズの高さというところに関連する事項を挙げてみますと、平成19年の特許出願件数は39万6,291件となっております。また、知的財産高等裁判所が設置されているほか、地方裁判所には専門部、集中部が設けられており、全国での平成19年の知的財産権関係民事第1審通常訴訟の新受件数は496件となっております。企業への調査結果では、弁護士を利用したい業務として知的財産関係が挙げられております。また、法科大学院における科目開設状況でございますが、平成19年の法科大学院の講座開設数について、2単位以上の法科大学院が74校で、単位取得者は3,574人となっております。司法修習についても、知的財産が選択型実務修習プログラムで取り上げられるなどしております。

次に「労働法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、労働審判法が施行されております。12の地方裁判所に専門部、集中部が置かれ、平成19年の労働審判事件新受件数は1,494件、全国の地裁での労働関係民事第1審通常訴訟新受件数は2,292件となっており、労働相談件数が99万7,237

件、労働局長による助言、指導申出件数が6,652件と多数になっております。紛争調整委員会による平成19年の斡旋申請受理件数は7,146件となっております。法科大学院における講座開設数ですが、2単位以上の法科大学院が73校、単位取得者数は4,650人となっております。また、東京地方裁判所において、選択型実務修習として労働事件に関するプログラムが行われております。

次に「租税法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、国税不服審判所が設置され、平成19年の審査請求発生件数は2,755件となっております。裁判所には、専門部、集中部が設置されており、平成19年度には、国を被告とする訴訟提起件数が345件、異議申立件数は4,690件となっております。法科大学院における講座開設数ですが、2単位以上の法科大学院が68校であり、単位取得者数は1,708人となっております。司法試験の実施状況にも問題はないものと思われまます。東京地方裁判所では、選択型実務修習として、行政事件に関するプログラムが実施されており、その中で租税事件も扱われています。

次に「倒産法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、21の裁判所に専門部、集中部が置かれており、平成19年の新受件数は、破産事件15万7,889件、再生事件654件、小規模個人再生事件2万4,586件、給与所得者等再生事件3,086件、会社更生事件19件です。企業への調査結果でも重視されているという調査結果があります。法科大学院における講座開設数は、2単位以上の法科大学院が69校あり、単位取得者数は、3,669人となっております。司法試験実施状況に問題はありません。さらに、東京地方裁判所におきましては、破産・再生事件に関するプログラムが選択型実務修習として実施されております。

次に「経済法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、公正取引委員会での取扱件数ですが、警告を行った件数10件、課徴金納付命令件数165件、審判手続が開始されたもの19件、新たに提起された審決取消請求訴訟7件、差止請求事件2件、損害賠償請求事件1件となっております。また、公正取引委員会への相談件数も、独占禁止法に関する事業者の相談件数1,897件など多数となっております。検討基準②以降につきましては、法科大学院での講座開設数ですが、2単位以上の法科大学院が68校であり、単位取得者数は1,985人となっております。司法試験の実施状況についても特に問題は認められません。また、東京弁護士会で選択型実務修習として、独占禁止法に関するプログラムが行われております。

次に「国際関係法（公法系）」についてですが、まず、実務的な重要性やニーズにつきましては、現在の国際関係では多様な国際問題が発生していますので、国家相互間の権限の調整や、共通利益の実現等が、ますます重要となっております。我が国においても条約を締結したり、国際会議を開催するなどしております。また「司法制度改革審議会意見書」では、弁護士が公的機関や国際機関などに進出して、その健全な運営に貢献することを期待するとしております。法科大学院における講座開設状況ですが、2単位以上の法科大学院が63校、単位取得者数は1,837人となっております。また、法務省において、選択型実務修習として、修習生に対する法務行政プログラムの中で、国連アジア極東犯罪防止研修所の業務内容や国際会

議の状況、条約と立法との関係等の説明を行うなどの講義を行っております。試験の実施状況についても、問題が生じているような状況ではございませんでした。

次に「国際関係法（私法系）」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、国際物品売買契約に関する国連条約が平成21年8月1日に発効し、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案が国会に提出されております。また貿易統計では、平成19年における輸出総額が83兆9,314億円、輸入総額が73兆1,359億円となっており、国際取引の多さが認められます。また、平成19年の家事涉外事件の新受件数が7,470件となっております。法科大学院における講座開設状況ですが、2単位以上の法科大学院が70校、単位取得者は2,269人となっております。司法試験の実施状況にも問題がないと思われまます。また、弁護士会で「涉外」と題する選択型実務修習プログラムを実施しております。

最後に「環境法」についてですが、実務的な重要性、ニーズにつきましては、平成18年度の公害苦情の件数ですが、騒音1万7,192件、振動3,615件、悪臭1万8,805件となっており、平成19年に公害等調整委員会が受理した公害紛争事件は5件、都道府県公害審査会が受理した公害紛争事件は38件となっております。また、平成19年の環境犯罪の検挙件数は7,435件、検察庁の受理人員は9,660件、平成19年の公害関係訴訟の第1審通常訴訟新受件数は62件となっております。法科大学院における講座開設数は、2単位以上の法科大学院が65校、単位取得者は2,131人となっております。なお、環境法の範囲としては、環境基本法の体系に属する法律を対象とし、これらに関する環境問題をめぐる訴訟及び法政策です。司法試験の実施状況に問題があるという意見はありませんでした。また、環境法については、東京弁護士会等で、選択型実務修習として公害・環境に関するプログラムを実施しております。

今御報告しましたのは、現時点での幹事における収集した情報に基づく内容ですので、当委員会での協議等を踏まえて、更に検討をしてまいりたいと考えております。

また、現行8科目以外の科目についても同様に検討しているところです。

「消費者法」と「法と経済学」については、選択科目に入れるべきであるとの意見書が出ています。

現在までの資料の収集と検討の状況については以上です。

【高橋委員長】幹事会の報告に対して質問等はありませんか。

【松島委員】消費者法を新たに入れるかどうかは当たって、民法との関係で範囲が明確でないという指摘があると思うのですが、環境法についても、行政法や民法と重なるのではないかという問題があると思うのですが、いかがでしょうか。

【小山幹事】範囲の重なりの問題ですが、消費者法や環境法に対しての御指摘も承知しておりますが、消費者法の場合、たとえば、消費者法という範疇で中核になりそうな、消費者契約法、割賦販売法などは、現在の司法試験用法文において、「民事系科目」として掲載されております。また、債権法が広がりを見せており、消費者問題は債権法の各論の部分に取り込まれる方向の議論が出ております。そのような点で、環境法と行政法等との重なりと、消費者法の重なりの問題は、必ずしも同列ではないかもしれません。

【高橋委員長】国際関係法（公法系）の出題範囲について、範囲がその前の独占禁止法などと比べるとやや広いのかなと感じますが。

【小山幹事】重要な科目と思われる国際関係法（公法系）の受験者が何故伸びないかという点から、国際経済法が問われる点で若干敬遠されているのではないかと感じております。

【奥田委員】国際関係法（公法系）の受験者数の少なさが気になります。

【松島委員】だいぶ前の話ですが、国際私法と国際公法は司法試験の選択科目であったときがありますよね。その当時の国際公法はどのくらいの受験者が選択していたのでしょうか。

【高橋委員長】確か、その当時はかなり選択者がいたと思います。

【松島委員】やはり国際経済法が入るとというのが、範囲が広いという意味で敬遠されている理由なんでしょうか。重要性は分かりますし、私も国際法整備支援とかやっておりますし、大学で興味を持っている人がいるにも関わらず、受験者数が少ないのは疑問に思っております。国際経済法学会というものが確か十数年前に設立されて私も所属したことがあります。国際公法の基本というものではない非常に難しい点多々ありましたので、司法試験の段階でそこまでの検討も必要かと思えます。また、消費者法につきましては、司法試験の問題としては、かなり細かい分野ごとに研究されすぎていて、法の基本の習得という点からは離れているという面があるかもしれません。

【高橋委員長】他に意見等ありますでしょうか。それでは、今後も検討を進めていただいて、御報告いただき、更に協議を行っていきたいと思います。

(7) その他報告案件

- 事務局から、資料7の「法科大学院における教育の質の改善について」について、報告がなされた。

(8) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、本年8月上旬ころに開催することが確認された。

（以上）

## 平成21年新司法試験考查委員推薦者名簿

大	林	文	敏	憲	法	愛知大学法学部・大学院法務研究科教授	
岡	田	俊	幸	憲	法	日本大学大学院法務研究科教授	
加	藤		裕	憲	法	法務総合研究所教官	
鎌	田	隆	志	憲	法	法務省保護局参事官	
川	岸	令	和	憲	法	早稲田大学政治経済学術院・大学院法務研究科教授	
小	杉	公	一	憲	法	弁護士（東京弁護士会）	
永	田	秀	樹	憲	法	関西学院大学大学院司法研究科教授	
野	坂	泰	司	憲	法	学習院大学専門職大学院法務研究科教授	
矢	島	基	美	憲	法	上智大学法学部教授	
山	本	悦	夫	憲	法	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	
横	田	希	代子	憲	法	法務省人権擁護局参事官	
秋	山	壽	延	行	政	法	元東京高等裁判所部総括判事
岩	尾	信	行	行	政	法	法務省入国管理局総務課長
岡	田	正	則	行	政	法	早稲田大学大学院法務研究科教授
佐	伯	祐	二	行	政	法	広島大学大学院法務研究科教授
佐	竹		毅	行	政	法	法務省大臣官房秘書課付
中	込	秀	樹	行	政	法	元名古屋高等裁判所長官
松	田	研	一	行	政	法	弁護士（第一東京弁護士会）
山	田		洋	行	政	法	一橋大学大学院法学研究科教授
山	本	隆	司	行	政	法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
米	丸	恒	治	行	政	法	神戸大学大学院法学研究科教授
人	見		剛	行	政	法	北海道大学大学院法学研究科教授
岡	本	正	治	民	法		弁護士（大阪弁護士会）
工	藤	祐	巖	民	法		明治大学法科大学院法務研究科教授
滝	沢	昌	彦	民	法		一橋大学大学院法学研究科教授
千	葉	惠	美子	民	法		名古屋大学大学院法学研究科教授
野	澤	正	充	民	法		立教大学大学院法務研究科教授
星	野	雅	紀	民	法		元千葉家庭裁判所長
升	田		純	民	法		元東京高等裁判所判事
松	岡	久	和	民	法		京都大学大学院法学研究科教授
松	本	伸	也	民	法		弁護士（第二東京弁護士会）
水	野		謙	民	法		学習院大学法学部教授
宮	地	裕	美	民	法		法務総合研究所教官
阿	多	博	文	商	法		弁護士（大阪弁護士会）
小	林		量	商	法		名古屋大学大学院法学研究科教授
志	谷	匡	史	商	法		神戸大学大学院法学研究科教授
柴	田	和	史	商	法		法政大学大学院法務研究科教授
竹	濱		修	商	法		立命館大学法学部教授
手	塚	裕	之	商	法		弁護士（第一東京弁護士会）
鳥	山	恭	一	商	法		早稲田大学大学院法務研究科教授
中	島		肇	商	法		元東京高等裁判所判事
野	田		博	商	法		一橋大学大学院法学研究科教授

濱	克彦	商法	法務省大臣官房人事課付
山	田純子	商法	甲南大学大学院法学研究科教授
伊	藤清隆	民事訴訟法	法務省大臣官房民事訟務課付
宇	野聡	民事訴訟法	関西学院大学大学院司法研究科教授
草	野芳郎	民事訴訟法	元広島高等裁判所部総括判事
越	山和広	民事訴訟法	関西大学大学院法務研究科教授
下	村眞美	民事訴訟法	大阪大学大学院高等司法研究科教授
高	田昌宏	民事訴訟法	大阪市立大学大学院法学研究科・法学部教授
勅使	川原和彦	民事訴訟法	早稲田大学大学院法務研究科教授
中	田昭孝	民事訴訟法	元大阪家庭裁判所長
西	澤宗英	民事訴訟法	青山学院大学法学部教授
原	強	民事訴訟法	上智大学大学院法学研究科教授
藤	田広美	民事訴訟法	元東京地方裁判所判事
上	寫一高	刑法	神戸大学大学院法学研究科教授
川	北哲義	刑法	司法研修所教官〔検事〕
木	田卓寿	刑法	弁護士（東京弁護士会）
佐久間	修	刑法	大阪大学大学院高等司法研究科教授
塩	見淳	刑法	京都大学大学院法学研究科教授
高	橋則夫	刑法	早稲田大学大学院法務研究科教授
龍	岡資晃	刑法	元福岡高等裁判所長官
橋	本正博	刑法	一橋大学大学院法学研究科教授
林	美月子	刑法	立教大学法学部教授
林	陽一	刑法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
和	田雅樹	刑法	法務省刑事局国際課長
川	上拓一	刑事訴訟法	元さいたま地方裁判所部総括判事
川	原隆司	刑事訴訟法	法務省刑事局総務課裁判員制度啓発推進室長
小	松初男	刑事訴訟法	弁護士（第二東京弁護士会）
洲	見光男	刑事訴訟法	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授
千	田恵介	刑事訴訟法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高	岡信男	刑事訴訟法	弁護士（東京弁護士会）
田	中開	刑事訴訟法	法政大学大学院法務研究科教授
寺	崎嘉博	刑事訴訟法	早稲田大学大学院法務研究科教授
中	村葉子	刑事訴訟法	司法研修所教官〔検事〕
安	村勉	刑事訴訟法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
小野瀬	厚	倒産法	法務省民事局民事第二課長
田	頭章一	倒産法	上智大学大学院法学研究科教授
松	下淳一	倒産法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
初	又且敏	知的財産法	法務省刑事局付
太	田恒久	労働法	弁護士（第一東京弁護士会）
奥	山明良	労働法	成城大学法学部教授
島	田陽一	労働法	早稲田大学大学院法務研究科教授
高	橋孝一	労働法	中央労働委員会事務局第三部会担当審査総括室付審査官
福	岡右武	労働法	元前橋家庭裁判所長
水	町勇一郎	労働法	東京大学社会科学研究所准教授
森	戸英幸	労働法	上智大学大学院法学研究科教授